

**広島大学本部跡地における平和に関する「知の拠点」の整備に伴う  
基本・実施設計業務に係る公募型プロポーザル実施要領**

**1 目的**

この実施要領は、広島大学本部跡地における平和に関する「知の拠点」の整備に伴う基本・実施設計業務を委託するに当たり、適切な設計者又は設計共同体（以下「設計者等」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するための必要な事項を定めるものである。

**2 業務の概要**

**(1) 業務名**

広島大学本部跡地における平和に関する「知の拠点」の整備に伴う基本・実施設計業務

**(2) 業務内容**

かつての学都広島としての歴史を象徴する建物であり、また、被爆建物である広島大学旧理学部1号館（以下「旧理学部1号館」という。）について、「平和に関する『知の拠点』の整備に係る基本計画～広島大学旧理学部1号館の保存・活用～」（以下「基本計画」という。）に基づき、旧理学部1号館の正面棟の一部（建物前面から廊下まで）の耐震改修及び劣化対策等の実施による「被爆建物としての適切な保存」と、その後背部への建物増築による「平和に関する研究拠点等としての活用」を目的とした一体的な施設整備及び敷地内への駐車場並びに敷地への進入路の整備に係る建築・電気設備・機械設備等の基本・実施設計を行う。

その他詳細については、各種仕様書（別紙4-1、4-2、4-3、4-4）による。

**(3) 履行場所**

広島市中区東千田町一丁目1番59号

**(4) 業務期間**

契約締結の日から令和8年11月30日（月）まで

**(5) 参考業務規模**

3億6,600万円程度（税込）を上限として見込んでいる。

**3 業務実施上の条件**

**(1) 参加表明書を提出できる者の資格要件**

参加表明書の提出者（以下「参加表明者」という。）は、アからオまでに掲げる要件を全て満たす者であること。

また、参加表明者が設計共同体の場合には、全ての構成員がアからエまでに掲げる要件を全て満たすとともに、構成員の1者以上がオに掲げる要件を全て満たし、設計共同体がカに掲げる要件を全て満たすこと。

ア 令和5・6年度建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として、業務の種類が建築関係建設コンサルタント業務の登録種目「建築一般」に登録されている者であること。

なお、参加表明書提出時に当該種目に関して令和5・6年度建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として登録されていない者は、担当課が参加資格審査を行い、競争入札参加資格者と同等の資格を有していると認められる場合は、令和5・6年度建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として当該登録種目に登録されていることとみなす。ただし、この参加資格審査申請は、この業務に対してのみ有効とする。

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

ウ 他の参加表明者の構成員や協力事務所として、本プロポーザルに参加していないこと。

- エ (7) から (4) に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (7) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び広島市契約規則第 2 条に該当していないこと。
- (4) 公示の日から参加表明書の提出日までのいずれの日においても、営業停止処分（本件入札に参加することを禁止する内容を含む処分に限る。）又は本市の指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 次のいずれにも該当していないこと。
- a 会社法の規定による清算の開始、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった者（会社更生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可の決定又は民事再生法の規定による再生手続開始若しくは再生計画認可の決定を受けた者で、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- b 手形若しくは小切手の不渡りにより手形交換所による取引停止処分があった事実又は銀行若しくは主要取引先から取引の停止を受けた事実があり、経営状況が健全でないと判断される者
- (2) 他の参加表明者のうちに、次に掲げる資本的関係又は人的関係において密接な関係を有する者（資本的関係又は人的関係を介して、複合的に連鎖している者を含む。）がないこと。
- a 親会社と子会社
- b 親会社が同一である子会社
- c 代表権を有する者が同一である会社
- d 役員等が兼任している会社（一方の会社の役員が他方の会社の管財人（会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人をいう。）を兼任している場合を含む。）
- e 役員が夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社
- f 前記 a から e まだが複合した関係にある会社
- g 本店、支店等の営業所の所在地が同一場所にあり審査の適正さが阻害されると認められる会社
- h 社員が他の会社の事務や営業に関わっており審査の適正さが阻害されると認められる会社
- i その他審査の適正さが阻害されると認められる会社
- (1) 次に掲げる広島市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱第 28 条第 1 号及び第 2 号イからオまでの規定により選定することができない者に該当していないこと。
- a 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
- b 法令等に抵触するおそれのある者であって、現に関係機関が事実関係を調査中であり、本市の契約の相手方とすることにより市民の信頼を損ねると認められる者
- c 企業実態調査実施要領に基づく実態調査に関し、本市の契約の相手方として不適当であると認められる者
- d 1 カ月以内に、正当な理由がなく入札参加資格確認申請書を提出しなかったことにより入札無効となった者及び正当な理由がなく不備のある入札参加資格確認申請書を提出したことにより入札無効となった者
- e 本市に対する債務の履行の見込みがないと認められる者
- オ 鉄骨造り（軽量鉄骨造りを除く。）、鉄筋コンクリート造り又は鉄骨鉄筋コンクリート造りの建築物（住宅・工場等<sup>\*</sup>を除く。）について、次の (7) 及び (4) に係る業務を履行した実績を有していること。(7) 及び (4) の履行実績に係る建築物は同一、別々を問わない。

- ⑦ 過去 15 年間（平成 21 年 4 月 1 日から公示日までをいう。）に元請として完成・引渡し  
が完了した、建築物に係る延べ面積 1,600 平方メートル以上の新築、増築又は改築（増築  
又は改築の場合は当該部分の面積とする。）に係る設計
  - ⑧ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の適用以前に建築された建築物で、新耐震基準  
施行（昭和 56 年 6 月 1 日）以降に元請として完成・引渡し完了した耐震改修に係る設  
計
- ※住宅・工場等とは、共同住宅、工場、車庫、倉庫、駐車場その他これらに類するものと  
する。

カ ⑦から⑧までに掲げる要件を全て満たす者であること。

- ⑦ 構成員の数が 2 者となる設計共同体であること。
- ⑧ 構成員の代表者（以下「代表構成員」という。）は、設計共同体において中心的役割を  
担う履行能力を持ち、かつ出資比率が過半であること。
- ⑨ 構成員の出資比率は、業務分担率に準じていること。  
また、各構成員の業務分担率は、30%以上とすること。

**(2) 技術者の資格要件**

- ア 「広島市委託契約約款（建築設計業務用）」第 14 条の規定に基づく管理技術者（以下「管  
理技術者」という。）1 名を配置することとし、当該技術者は一級建築士であること。
- イ 「広島市等委託契約約款（建築設計業務用）」第 15 条の規定に基づく照査技術者（以下  
「照査技術者」という。）1 名を配置することとし、当該技術者は一級建築士であること。
- ウ 管理技術者の下に、次表の分担業務分野に示す主任担当技術者を各 1 名配置すること。  
なお、管理技術者及び照査技術者と各主任担当技術者は、兼務していないこと。また、主  
任担当技術者は他の分担業務分野の主任担当技術者を兼務していないこと。

分担業務分野	業務内容
建築（総合）	建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造、設備に関する設計 をとりまとめる設計
建築（構造）	建築物の構造に関する設計
電気	建築物の電気設備、昇降機等に関する設計
機械	建築物の給排水衛生設備、空調換気設備等に関する設計

注）主任担当技術者とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括す  
る役割を担う者とする。

- エ 管理技術者、照査技術者及び建築（総合）の分担業務分野を担当する主任担当技術者は、  
参加表明者の組織（設計共同体の場合は、代表構成員に限る。）に所属していること。

**(3) 業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任（以下「再委託」という。）する場合の協力事  
務所に要求される資格等**

この公示の日から契約までの間のいずれの日においても、市の指名停止措置を受けていない  
こと。

なお、建築（総合）及び建築（構造）の分担業務分野の再委託はできない。

#### 4 設計者等選定スケジュール

区 分	スケジュール
募集の公示	令和6年5月21日（火）
質問の受付期間	令和6年5月21日（火）から令和6年5月27日（月）まで
質問に対する回答の公表	令和6年6月3日（月）（予定）
参加表明書の提出期間	令和6年5月28日（火）から令和6年6月7日（金）まで
技術提案者の選定結果の通知	令和6年6月中旬（予定）
技術提案書の提出期間	技術提案者の選定結果通知日の翌日から 令和6年7月29日（月）まで
技術提案書等に係るヒアリング（審査委員会）の実施	令和6年8月上中旬（予定）
設計候補者の選定結果の通知	令和6年8月中旬（予定）

#### 5 事業スケジュール（予定）

- ・基本・実施設計 令和6年度から令和8年度まで
- ・整備工事 令和9年度から令和11年度まで
- ・供用開始 令和12年度

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
基本設計			実施設計			
			整備工事 (解体、園路整備等含む。)			
						供用

#### 6 担当課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
 広島市企画総務局行政経営部行政経営課（本庁舎9階）  
 電話：082-504-2043  
 電子メール：gyousei@city.hiroshima.lg.jp

#### 7 本実施要領に関する質問の受付及び回答

##### (1) 提出方法等

質問内容（本件プロポーザルに係る各種資料、様式その他業務の受託を検討する上で必要な事項に限る。）を質問書（様式14）に記入の上、持参、郵送又は電子メールで前記6の担当課へ提出し、提出した旨を電話連絡すること。

##### (2) 受付期間

令和6年5月21日（火）から令和6年5月27日（月）まで

ただし、持参する場合は受付期間の8時30分から17時15分まで（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）とし、郵送の場合は受付期間の最終日必着とする。

##### (3) 質問に対する回答

令和6年6月3日（月）（予定）に本市ホームページ上（トップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→ ページ右の「プロポーザル・コンペの案件情報」→ ページ右の「令和6年度 方式・案件名」→ 「【公募型プロポーザル（WTO）】広島大学本部跡地における平和に関する「知の拠点」の整備に伴う基本・実施設計業務」）に掲載する。

## 8 現地調査について

### (1) 現地見学

#### ア 概要

建物の内部等を確認することができる。

ただし、人数は1社につき3名以内とし、見学時間は1時間以内とする。

なお、担当課による現地説明会は行わない。

#### イ 受付方法

現地見学希望者は、希望日時（第一希望、第二希望、第三希望）及び人数を記入の上、前記6の担当課に電子メールにて申し込み、その旨を電話連絡すること。

※質問の受付期間終了後に現地見学を行う場合も、質問の受付期間は前記7のとおりであることに留意すること。

#### ウ 見学可能期間

令和6年5月21日（火）から令和6年7月29日（月）までの9時から17時まで（市の休日を除く。）

#### エ 留意事項

- ・建物の老朽化が進んでいるため、見学時は各自でヘルメット、懐中電灯及びその他必要な機材があれば持参し、安全対策を行うこと。
- ・質問については、前記7により行うこと。（現地見学時の質問・回答は不可）
- ・敷地内には駐車場がないため、自動車で来る場合は周辺の時間貸し駐車場を利用すること。
- ・見学時に撮影した写真は、本市の了解を得ずして他人に知らせ又は本業務以外の目的に使用しないこと。
- ・敷地外から現地を見学する場合は、担当課への連絡は不要であるが、周辺住民や公園利用者等に配慮した上で行うこと。

### (2) 関係資料の閲覧

「建築設計業務委託特記仕様書」の「Ⅱ 業務仕様 6(5) 資料の貸与及び返却」に示す資料については、令和6年5月21日（火）から令和6年7月29日（月）までの8時30分から17時15分まで（市の休日を除く。）の期間、前記6の担当課において閲覧に供する。

## 9 参加表明書の提出等

### (1) 提出書類

様式1から様式8までを作成して、前記6の担当課へ提出すること。

### (2) 提出書類の作成方法等

#### ア 様式1（参加表明書）

参加表明者及び作成者を記入すること。

また、資格要件を満たしている場合は、□にチェックを記入するとともに、建築関係建設コンサルタント業務の登録種目「建築一般」に係る令和5・6年度建設コンサルタント業務等競争入札参加資格の認定の登録番号を記入すること。

さらに、以下の書類を、代表構成員、構成員ごとに添付すること。

- ①様式1-別紙（資金的関係・人的関係調書）
- ②広島市税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）（証明年月日が参加表明書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）
- ③建築士事務所登録証明書（写し可）

## イ 様式 2（参加表明者（設計共同体）の経歴等）

参加表明者について、以下のとおり記入すること。

### ①名称

参加表明者の名称を記入すること。

### ②参加表明者の業務の実績

上記 3 (1) オの実績を代表構成員及び構成員各 1 件ずつ記載するとともに、実績を証明する書類（契約書の写し等）を添付すること。

## ウ 様式 3（管理技術者及び照査技術者の資格・経歴等）

管理技術者については①～⑧、照査技術者については①～③を以下のとおり記入すること。

### ①氏名

技術者の氏名及びふりがなを記入すること。

### ②所属・役職

技術者の所属する組織及び役職を記入するとともに、雇用関係を確認できるものの写し（健康保険被保険者証等）を添付すること。

### ③保有資格

技術者の保有する一級建築士の登録番号を記載するとともに、資格を証明する書類（免許証の写し等）を提出すること。

また、建築士法第 22 条の 2 に定める期間内に同条に定める定期講習を受講したことの分かる書類を提出すること（建築士法施行規則第 17 条の 37 第 1 項 1 一級建築士定期講習の項イ（同条第 2 項及び第 3 項において準用する場合を含む。）に該当する場合を除く。）。

### ④業務の経験

管理技術者としての経験年数（令和 6 年 4 月 1 日時点での満年数とする）を記入すること。

### ⑤業務の実績

管理技術者が担当した過去 15 年間（平成 21 年 4 月 1 日から公示日までをいう。）に完了した設計業務の実績を、1 件記入すること。

ただし、増築工事の場合は、増築部分を対象として記入すること。

また、複合用途の建築物の場合は、業務概要の延べ面積欄の【 】に内数で同種業務用途部分の延べ面積を記入すること。

なお、再委託を受けた業務の場合、発注者欄に契約相手方を記入し、事業主を（ ）書きすること。

### ⑥受賞歴

建築関係建設コンサルタント業務のうち、別紙 8「建築業界における公的又は公益的機関の主たる賞について」のとおり、地方公共団体、一般社団法人日本建築学会、公益社団法人日本建築家協会、一般社団法人日本建築士事務所協会連合会、公益社団法人日本建築士会連合会、一般社団法人日本建設業連合会、一般社団法人公共建築協会などの公的又は公益的機関による建築作品（建設することを前提としたものを対象とし、イメージ・コンペやアイデア・コンペは対象としない。）としての受賞歴（以下「受賞歴」という。）があるものについて、実施機関名、賞の名称、受賞年月日、対象施設の名称、施設用途及び規模・構造並びに従事した立場を記入するとともに、受賞実績が分かるもの（賞状の写し、掲載された雑誌の写し等）を添付すること。

なお、受賞歴の記載は 3 件までとする。ただし、同一物件において複数の機関から受賞していたとしても、1 件と評価する。

⑦継続教育（CPD）

令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日）に取得した時間数を記入するとともに、建築CPD運営会議プログラム認定証明書や建築士会CPDの実績証明書の写しを添付すること。

⑧手持ち業務の状況

公示日現在の手持ち業務の状況について記入すること。

エ 様式4（主任担当技術者の経歴等）

主任担当技術者別に、様式3と同様に記入すること。（受賞歴については、建築（総合）担当主任技術者のみとする。）

ただし、前記③の保有資格については、技術者の保有する資格のうち、次の資格評価表に記載された当該分野の資格を記入するとともに、当該資格を証明する書類（資格者証の写し等）を添付すること。

また、建築士法に規定される建築士の技術者資格を記入する場合は、建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講したことの分かる書類を提出すること（建築士法施行規則第17条の37第1項1一級建築士定期講習の項イ（同条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）に該当する場合を除く。）。

分担業務分野	評価する技術者資格（評価順）
建築（総合）	一級建築士
	二級建築士
建築（構造）	構造設計一級建築士
	一級建築士
	二級建築士
電気	設備設計一級建築士
	建築設備士、技術士、一級建築士
	一級電気工事施工管理技士
	二級電気工事施工管理技士
機械	設備設計一級建築士
	建築設備士、技術士、一級建築士
	一級管工事施工管理技士
	二級管工事施工管理技士

※「技術士」の資格は、当該分野におけるものに限る。

※海外の資格については、当該資格と同等であると判断できる説明資料が提出された場合、上表の当該資格と同等の評価係数を付すこと。

※参加表明書提出時点において、建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していない場合（建築士法施行規則第17条の37第1項1一級建築士定期講習の項イ（同条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）に該当する場合を除く。）、建築士としての資格を評価しない。

※評価係数の重複カウントはしない（分担業務分野における技術者の有する資格の最も高い評価係数をカウントする。）。

オ 様式5（協力事務所の名称等）

業務の一部を再委託する場合には、協力事務所の名称、再委託する理由及び内容等を様式に従い記入すること。

なお、主任担当技術者の記入を求めない分野（建築（総合）、建築（構造）、電気、機械以外の分野）を再委託する場合においても記入すること。

#### カ 様式 6 (設計共同体結成届)

設計共同体でプロポーザルに参加する場合に作成し、提出すること。

#### キ 様式 7 (設計共同体協定書)

設計共同体でプロポーザルに参加する場合は、協定を締結し、協定書の写しを提出すること。

#### ク 様式 8 (設計共同体の取組体制)

分担業務分野ごとに、代表構成員・構成員・(協力事務所)の欄に所属、担当者氏名及び業務分担率等を記入すること(構成員の業務分担率については、30%以上とすること)。

### (3) 参加表明書の受付等

#### ア 受付期間

令和6年5月28日(火)から令和6年6月7日(金)まで

ただし、持参する場合は受付期間の8時30分から17時15分まで(市の休日を除く。)

とし、郵送の場合は受付期間の最終日必着とする。

#### イ 提出部数等

1部を担当課へ持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)すること。

提出に要する費用の負担は参加表明者の負担とする。

## 10 技術提案書の提出者の選定等

設計者等選定審査委員会(後記16参照)において、提出された参加表明書の審査(評価)を行い、参加表明者のうち評価の合計点の高い者から技術提案書の提出者(以下「技術提案者」という。)を選定する。

### (1) 技術提案者の選定方法等

#### ア 技術提案者の選定基準

別紙6「技術提案書の提出者を選定するための基準」のとおりとする。

#### イ 技術提案者の選定数

技術提案者は5者程度を選定する。

### (2) 技術提案者の選定結果の通知

令和6年6月中旬(予定)に、技術提案者の選定結果を参加表明者全員に通知する。

## 11 非選定理由に関する事項

(1) 参加表明者のうち、技術提案者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由(非選定理由)を書面(非選定通知書)により通知する。

(2) 前記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(市の休日を除く。)以内に、書面(様式は自由)により、広島市長に対して非選定理由について説明を求めることができる。

(3) 前記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日(市の休日を除く。)以内に書面により行う。

(4) 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。

ア 受付場所 前記6の担当課に同じ

イ 受付時間 8時30分から17時15分まで

## 12 技術提案書の提出等

### (1) 提出書類

前記10(2)により選定の通知を受けた者は、様式9から様式13までを作成して、担当課へ提出すること。

## (2) 提出書類の作成方法等

### ア 各様式共通事項

各様式とも 1 枚ずつ作成することとし、文章の文字サイズは 10 ポイント以上、イメージ図等の注釈は 8.0 ポイント程度以上とし、判読できるものとする。

なお、記載に当たっては、以下の事項に留意すること。

- ・技術提案は、文章での表現を原則とし、基本的考え方を簡潔に記述する。
- ・視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限の範囲においてのみ認めるが、具体的な建物の設計又はこれに類する表現、詳細・細部の描き込みや、簡易でない表現をしてはならない。（表現の許容範囲については、別紙 9「表現の許容範囲の取扱い」を参照）
- ・技術提案の評価に当たっては、文章により表現された内容を評価することが基本であり、文章を補完するイメージ図等の視覚的表現については、見栄えや精度で差をつけて評価することはない。
- ・説明文の補足と認められない視覚的表現（例えば、イメージ図での表現があるがそれに対応する説明文がない場合など）は、評価対象とならない。
- ・視覚的表現の表現方法が許容範囲を超えているものが含まれると判断される場合は、別紙 7「技術提案書を特定するための基準」における評価項目「業務実施方針及び手法」の五つの評価の着目点ごとに、当該評価点からその 2 分の 1 を減点する。
- ・技術提案者（設計共同体の構成員、協力事務所を含む。）を特定することができる内容の記述（具体的な社名（組織名）、技術者名、過去に設計した建築物の名称、過去に受注した設計業務の名称等）はしてはならない。
- ・基本計画の内容を踏まえた技術提案を行うものとする。

なお、基本計画に反する内容でなければ、基本計画にない事項に関する技術提案を妨げるものではない。

提出書類について、この実施要領及び別紙の書式に示された条件に適合しない場合は減点又は無効とすることがある。（別紙 5「技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特定に係る評価要領」を参照）

また、書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）によること。

なお、様式 10、様式 11-1、様式 11-2 及び様式 12 の全ての表面には技術提案者（協力事務所を含む。）を特定することができる内容（具体的な社名等）の記述はしないこととし、裏面に技術提案者名を記入すること。

### イ 様式 9（技術提案書）

### ウ 様式 10（業務実施方針及び手法）

業務の実施方針、取組体制及び設計チームの特徴を本様式 1 枚（片面）に簡潔に記述すること。

なお、他の建設コンサルタント等の協力を得て、又は学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合には、技術提案書にその旨を明記すること。

## エ 様式 11-1 及び様式 11-2（評価テーマ等に対する技術提案）

### (7) 様式 11-1

次の各評価テーマ（各評価テーマに係る小項目（「・」の部分）を含む。）に対する技術提案について、本様式 1 枚（片面）にまとめて記述すること。

また、別紙 1「広島大学本部跡地における平和に関する『知の拠点』の整備に係る設計条件等」に従うこと。

#### ①評価テーマ 1：被爆建物としての適切な保存

- ・解体予定部分の外壁タイルや根廻等、被爆前から残る部材の解体・活用方法
- ・保存部分について、玄関ホールのほか、諸室や廊下等の雰囲気を残すことができる改修方法

#### ②評価テーマ 2：平和に関する研究拠点等としての活用

- ・導入機能を十二分に発揮できる諸室の規模・配置、動線確保の方針
  - ・不特定の来訪者が利用可能なエリアと特定の関係者が利用可能なエリアの両方を各階に設けた場合の適切なセキュリティ管理・動線確保の方針
- ※ 別紙 1「広島大学本部跡地における平和に関する『知の拠点』の整備に係る設計条件等」の「各エリアの配置（イメージ）」等を踏まえたものとする。
- ※ 研究・教育活動のためのエリアは特定の関係者の利用を前提としているが、このうち、「講義室」や「図書資料室」、森戸道路を眺望できる「交流ラウンジ」については、仮に本市が不特定の来訪者が利用可能なエリアとした場合の方針を技術提案書に記載すること。

### (4) 様式 11-2

別紙 1「広島大学本部跡地における平和に関する『知の拠点』の整備に係る設計条件等」に記載の「設計上の配慮事項」などに対する技術提案（前記(ア)に記載の評価テーマに対する内容を除く。）について、本様式 1 枚（片面）に記述すること。

## オ 様式 12（過去の作品）

管理技術者が携わった設計業務のうち、過去 15 年間（平成 21 年 4 月 1 日から公示日までをいう。）に完成している建築物を 2 件まで選び記述すること（評価対象ではないが、技術提案書を審査する際の参考とする。）。)

建物概要（配置図、平面図、立面図、透視図、写真、設計意図等で説明に当たって必要と考えるもの）は、2 件を本様式 1 枚（片面）にまとめて記述すること。

## カ 様式 13（評価テーマに対する技術提案（公表用））

様式 11-1 の概要版として作成すること。市ホームページ等に掲載する公表用として使用するため、記述は公表できるところまでとする。ただし、イメージ図等がある場合は必ず掲載すること。また、枠下部に技術提案者（設計共同体、代表構成員、構成員の名称）を記入すること。表面のその他の部分には技術提案者（協力事務所を含む。）を特定することができる内容（具体的な社名等）の記述はしないこと。

## (3) 技術提案書の提出期間等

### ア 受付期間

技術提案書の提出者の選定結果通知日の翌日から令和 6 年 7 月 29 日（月）まで持参する場合は受付期間の 8 時 30 分から 17 時 15 分まで（市の休日を除く。）とし、郵送の場合は受付期間の最終日必着とする。

### イ 提出部数等

様式 9 及び様式 13 は 1 部、様式 10、様式 11-1、様式 11-2 及び様式 12 は 12 部（左綴じ、カラー使用可）を担当課へ持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。提出に要する費用の負担は技術提案者の負担となる。

## 13 技術提案書の特定方法等

### (1) 技術提案書等の特定

提出された技術提案書については、設計者等選定審査委員会（後記16参照）において、ヒアリングを実施の上で審査（評価）し、総合評価点が最も高いものから順に順位付けして特定する。

また、その技術提案者を「第一位特定者」、「第二位特定者」、「第三位特定者」と、全員を順位付けして特定する。

ただし、「別紙7 技術提案書を特定するための基準」における評価項目「業務実施方針及び手法」の評価点の合計が70点満点中6割未満である者、又は同項目の五つの評価の着目点のうち、いずれかの評価点が各配点の2割以下である者は、特定しないものとする。

#### ア ヒアリングの実施

ヒアリングについては、提出された技術提案書を基に行う。

なお、実施日時（令和6年8月上中旬を予定）、場所等の詳細は技術提案者に別途連絡する。

#### イ 技術提案書の特定基準

別紙7「技術提案書を特定するための基準」のとおり。

### (2) 設計候補者の選定

前記(1)により特定された者を、第一位特定者から順に設計候補者（以下「候補者」という。）として選定する。

### (3) 候補者の選定結果の通知

令和6年8月中旬（予定）に、候補者の選定結果を技術提案者全員に通知する。

なお、この通知は、単に候補者の選定結果を伝える事実上の行為であり、設計者を決定するものではない。

## 14 非特定理由に関する事項

(1) 提出した技術提案書が特定されなかった者（以下「非特定者」という。）に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面により通知する。

(2) 前記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（市の休日を除く。）以内に、書面（様式は自由）により、広島市長に対して非特定理由について説明を求めることができる。

(3) 前記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（市の休日を除く。）以内に書面によって行う。

(4) 非特定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおりとする。

ア 受付場所 前記6の担当課に同じ

イ 受付時間 8時30分から17時15分まで

## 15 審査結果等の公表

### (1) 審査結果の公表

候補者の選定後、以下のとおり審査結果を公表する。

区 分		技術提案書(公表用) (様式 13)	評価の 総合計点	備考
技術提案者※ <sup>1</sup>	①第一位特定者	公表	公表	設計共同体名 と共に公表  匿名で公表
	②非特定者※ <sup>2、3</sup>	公表	公表	
参加表明者※ <sup>1</sup> (技術提案者を除く)			公表	

※<sup>1</sup>：後記 18 により無効又は失格となった場合には、その者の名称及び評価されなかった項目については、公表しないものとする。

※<sup>2</sup>：前記 13(1)のただし書きにより特定されなかった場合には、その者の名称及び評価されなかった項目については、公表しないものとする。

※<sup>3</sup>：後記 17(2)により契約交渉の相手方になった者については、①と同様に公表する。

### (2) 応募者の公表

候補者の選定後、参加表明者の設計共同体名を順不同にて公表する。

### (3) 委員等の公表

候補者の選定後、後記 16 の委員等を公表する。

## 16 設計者等選定審査委員会

技術提案者の選定及び技術提案書の特定は、広島大学本部跡地における平和に関する「知の拠点」の整備に伴う基本・実施設計業務設計者等選定審査委員会で行う（本審査委員会の委員等は前記 15 のとおり候補者の選定後に公表する。）。

## 17 契約等

- (1) 本業務の契約は、市と設計者等の 2 者契約とし、候補者と見積合わせの上、契約の締結を行う。契約書並びに広島市委託契約約款（建築設計業務用）の案及び各種仕様書等は、それぞれ別紙 2-1、2-2、2-3、3-1、3-2、4-1、4-2、4-3、4-4 のとおりとする。
- (2) 候補者が辞退、又はその他の理由で契約締結に至らなかった場合は、次の順位の特定者を候補者とし、契約交渉を行う。

## 18 その他の留意事項

- (1) 本業務は、基本設計及び実施設計の業務を行うものであり、基本設計完了後、本市の承認を得た上で、実施設計に着手すること。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 業務の実績及び過去の受賞歴については、日本国内の業務の実績及び受賞歴をもって判断するものとする。
- (4) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び非選定通知を受けた者は、技術提案書を提出できないものとする。
- (5) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。
- (6) 提出された技術提案書の著作権は、その技術提案者に帰属することとする。
- (7) 提出された参加表明書は、技術提案者の選定以外に参加表明者に無断で使用しない。  
なお、選定に必要な範囲において複製を作成することがある。

- (8) 提出された「評価テーマに対する技術提案（公表用）」（様式 13）は、候補者の選定後、特定・非特定者に限らず、全て市ホームページ等に掲載し公表することとしている。ただし、前述のとおり、技術提案者名については契約交渉の相手方となった特定者のみ表示することとしている。なお、無効となった技術提案書は公表しないものとしている。
- (9) 参加表明書及び技術提案書の提出は、1 参加企業につき 1 申請とする。
- (10) 提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差替え及び再提出は認めない。  
また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。  
ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由が生じた場合には、同等以上の技術者を配置するとともに、発注者の了解を得て変更することができる。
- (11) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載があった場合には、参加表明書又は技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名除外を行うことがある。
- (12) 参加表明書及び技術提案書が書類不備（誤記載を含む。）で確認できない場合、参加表明書又は技術提案書を無効とする。
- (13) 前記 6 の担当課以外へ電話等により直接問い合わせることは厳に禁止する。
- (14) 参加表明者（参加表明を予定している者を含む。）又はその関係者は、公示日から候補者を選定するまでの期間において、技術提案者の選定及び技術提案書の特定に関して、設計者等選定審査委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (15) 本プロポーザルは、候補者を選定するものであるため、設計業務の具体的な内容については、技術提案書に記載された内容を反映しつつ発注者との協議に基づいて決定するものとする。
- (16) 本業務において設計する建築物等は原則として、「広島市都市デザインアドバイザー会議設置要綱（広島市ホームページ参照）」の対象とし、同会議におけるデザイン検討を行いながら、基本設計を実施するものとする。
- (17) 今後の社会経済状況の変化、その他不可抗力等により、事業計画の変更又は中止をする場合がある。この場合、参加表明者に対して市は一切の責任を負わないものとする。
- (18) 本業務の受託者又は当該受託者と資本的關係若しくは人的關係がある建設業者は、本件工事の入札に参加できないものとする。
- (19) 本業務の結果、高度な技術力に基づく工事監理が必要と認められる場合には、本業務の評価を踏まえた上で、本業務に係る工事の工事監理業務をプロポーザル方式で選定された候補者と随意契約することがある。